

小学校入学前のお子さんが 2名以上いる世帯の方へ

令和8年3月2日から
令和8年度の受付開始!

多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助

同一世帯の未就学児の最年長者を第1子とした場合の第2子・第3子
以降のお子さんが、下記事業を利用する利用料金を軽減します。

(給食・おやつ代、延長料金を除く)

第2子 半額軽減

第3子以降 全額免除

【対象事業】

どこにも在園していないお子さん



一時預かり保育(市内認可保育施設)
ちよこつと預かり保育



幼稚園に在園しているお子さん

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の
預かり保育

保育施設等に在園しているお子さん

病児保育室「はぐみ」
病後児保育室「くろーばー」

【申請方法】

電子申請 昭島市のホームページから申請フォームに進めます。

市役所窓口でも申請できます。(本人確認書類をお持ちください。)



**ご注意
ください**



年度ごとの申請が必要です。

令和7年度の申請をした方が、令和8年度も対象の場合は
改めて申請してください。

対象事業をご利用する前に申請が必要です。

申請前に利用した分の料金は軽減・免除できません。

【問い合わせ・窓口申請】

昭島市役所1階17番窓口 子ども育成支援課地域支援係 042-544-4190(直通)